

ひとが輝く創造都市  
諫早市

# 地域で取り組む鳥獣対策

～「自治会を中心とした捕獲隊の結成」～

## 諫早は地形的に気象的に大雨の歴史

集中豪雨が発生しやすい地形特性  
東シナ海からの湿った空気が湿舌となり大雨をもたらす

集中豪雨による低平地での湛水被害

諫早湾沿岸(諫早市)の10年平均(17～16年度)の年間総降水量は東京の1.4倍  
・日雨量90ミリを超える大雨の平均年間日数は東京の1.9倍

国交省HP

## 諫早大水害 昭和32年7月25日

悪夢の一夜は明けた：一晩の豪雨で街並みや人々が消え去った

写真は諫早市所有

本明川

あの目を忘れない

被害種別	家数	世帯数	被害総額(万円)
全壊	29	27	3,723,000
半壊	181	171	665,345
被害	0	0	174,720
家屋	37	0	128,640
小計	247	248	4,691,705
合計	276	276	5,512,745

※昭和32年7月25日、26日の大雨による被害調査結果。被害総額は、家屋の被害額に、家屋以外の被害額を加算したものである。被害総額は、家屋の被害額に、家屋以外の被害額を加算したものである。

※出所：諫早大水害50周年記念誌より

諫早郵便局付近 八天町

## 昭和57年7月23日長崎大水害被害

干拓地は堤防で守られている標高の低い土地(もともと海底)

小野原町の状況 諫早市撮影

冠水した農地

旧諫早市 死者2、全壊2、半壊11、床上浸水904

## 諫早市の概要

- 人口 139,970人
- 世帯数 51,682世帯
- 面積 321.28km<sup>2</sup>
- 気候 温暖

## 諫早市の魅力

- うまかもん

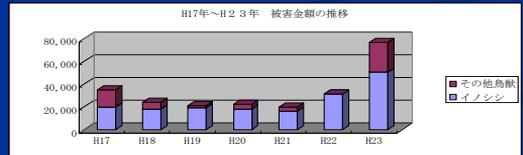
## ● 諫早市のイノシシ被害の経過

- 本市のイノシシ被害は、平成6年頃から目立ち始め、被害地区は、市北部の多良岳山麓の中山間部に集中していた。
- 近年は、耕作放棄地の増加に伴い、イノシシの棲みかとしては絶好の条件となっており、イノシシの生息地がだんだんと人里に近づいてきている。
- そのため、住宅地にもイノシシが出没し、農作物被害だけではなく、市民生活にも影響が出ている。



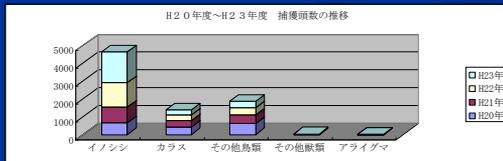
## 農作物被害金額の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
イノシシ	19,808	18,193	19,433	18,370	16,585	31,555	50,581
その他鳥獣	15,144	6,158	1,579	4,349	3,674	187	26,117
計	34,952	24,351	21,012	22,719	20,259	31,742	76,698



## 有害鳥獣捕獲頭数の推移

	H20年	H21年	H22年	H23年
イノシシ	662	881	1380	1738
カラス	428	349	330	295
その他鳥類	627	474	420	366
その他獣類	0	18	18	4
アライグマ	0	0	0	6
計	662	881	1,380	2,409



## 「防護」対策について

### ・ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の整備

年度	事業主体	種類	箇所数	延長	事業費
平成19年度	集団	WM柵	0箇所	0m	0円
	集団	電気柵	21箇所	18,000m	3,440,000円
平成20年度	集団	WM柵	5箇所	2,805m	2,025,000円
	集団	電気柵	27箇所	27,050m	5,081,000円
平成21年度	集団	WM柵	6箇所	4,370m	2,115,000円
	集団	電気柵	32箇所	31,750m	6,318,000円
平成22年度	集団	WM柵	11箇所	10,300m	4,709,064円
	集団	電気柵	17箇所	14,300m	3,333,477円
平成23年度	集団	WM柵	46箇所	60,150m	24,870,858円
	集団	電気柵	65箇所	95,250m	20,694,000円
平成24年度	集団	WM柵	72箇所	233,520m	103,183,000円
	集団	電気柵	39箇所	42,740m	11,112,000円
合計				540,235m	186,881,399円

## 「捕獲」対策について

### ・狩猟免許取得者及び有害鳥獣捕獲従事者の推移

単位：人・歳

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新獲免許取得者	10	9	34	34	43
猟友会有害鳥獣捕獲従事者	85	96	93	104	117
計	95	105	127	138	160
猟友会有害鳥獣捕獲従事者の平均年齢	62	63	59	63	62

## 「捕獲」対策について

- ・ 地元猟友会による捕獲活動
- ・ ながさき有害鳥獣被害防止特区の活用
- ・ 箱わなの整備及び狩猟免許取得に対する助成  
箱わな購入補助 80%
- ・ 捕獲報奨金制度の活用
  - ・ イノシシ (1頭につき7,500円)
  - ・ アライグマ (1頭につき2,500円)



## 自治会説明時資料

### ながさき有害鳥獣被害防止特区

狩猟免許（わな罠）を取得していない者を狩猟免許取得者の指導・監督のもと、捕獲作業に従事させることができる。

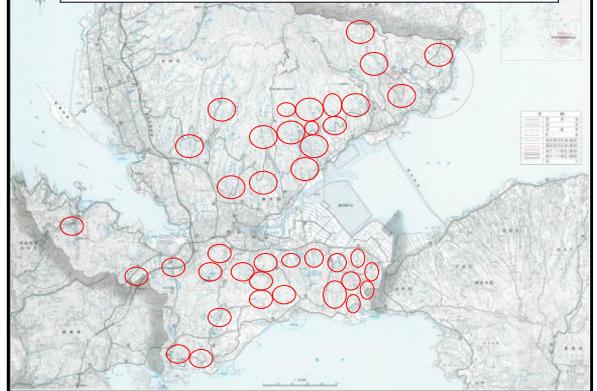


### イノシシ捕獲檻整備に対する支援

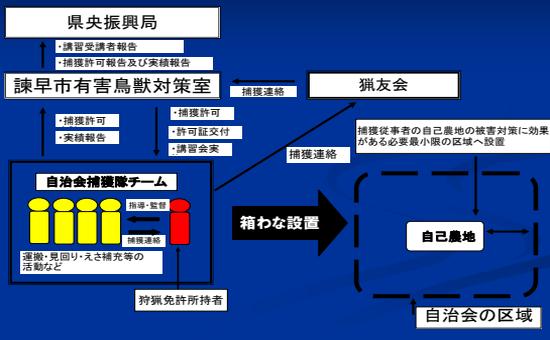
狩猟免許を持っていることが条件。（特区制度に基づき取り組む場合は不要）



## 「ながさき有害鳥獣被害防止特区」実施自治会位置図



## 特区捕獲隊のフロー図



## 特区捕獲隊について

### ○活動の推移について

年度	平成23年度	平成24年度
実施自治会	28自治会	40自治会
従事者数	336人	359人
捕獲頭数	91頭	95頭
「箱わな」購入数	170基	98基
取組期間	8月～10月	4月～翌年3月

H24年度の捕獲頭数は、12月末現在の推計値

## 特区捕獲隊について

### ○市及び猟友会の役割

市と猟友会は協定書に基づき各自の役割を定めた。

#### ■市

- ・狩猟免許無し捕獲従事者の安全教育（安全講習会の実施）

#### ■猟友会

- ・捕獲指導者の選任
- ・狩猟免許無し捕獲従事者への捕獲指導（箱わな設置指導etc）
- ・捕獲後の止め刺し



指導員の指導による箱わな設置



市が開催する安全講習会

## 特区捕獲隊について

### ○安全対策について

#### 捕獲従事者安全講習会

※講習内容

- ・特区制度の概要
- ・鳥獣保護法
- ・箱わなの安全対策

※捕獲指導員の指導監督が必要な事項

- ・捕獲時の止め刺し
- ・箱わなの移動と設置



市職員による「箱わな」の設置講習

1年に1回は、安全講習会受講を義務づけ

## 特区捕獲隊について

### ○鳥獣保護法に基づく保険加入について

#### ①賠償保険

特区捕獲隊が使用する箱わなには、所属自治会で身体賠償、物損賠償に加入している。

- ・保険料：1,000円程度(箱わな1基分)
- ・身体賠償限度額：3,000万円(上限)/1人
- ・物損賠償限度額：100万円/1事故
- ・免責：1万円(身体・財物ともに)

#### ②従事者傷害保険

- ・各自治会の住民保険等に対応

## アンケート調査実施

※該当する番号を○で囲んで下さい。

自治会名   
 回答者名

1. 野鳥免許を所持する捕獲指導者について  
 (1) 地区内在住者  (2) 地区外在住者  (3) 市からの指導者

指導者の方のお名前を教えてください。  
 氏名

2. 所属する自治会について  
 (1) 鳥獣会の会員である  (2) 鳥獣会の会員ではない

3. 賠償保険について  
 (1) 自治会が加入している  (2) 捕獲指導者が加入している保険を使用している

4. 賠償保険の負担について  
 (1) 自治会が負担する  (2) 捕獲指導者が負担する

※負担される場合、金額を教えてください。  
 捕獲指導者  捕獲隊員

5. 捕獲に関する経費について  
 (1) 自治会が負担する  (2) 捕獲指導者が負担する

(2) ガソリン代について  (3) 捕獲指導者が負担する

(3) 箱わなの修理費について  (4) 捕獲指導者が負担する

## アンケート調査実施

○の付く欄に該当する自治会数を記載(アンケート調査集計)

自治会名	地区内在住者	地区外在住者	市からの指導者	鳥獣会会員	自治会賠償	指導者賠償	自治会負担	指導者負担	自治会経費	指導者経費	自治会修理	指導者修理
1	○			○								
2	○			○								
3	○			○								
4	○			○								
5	○			○								
6	○			○								
7	○			○								
8	○			○								
9	○			○								
10	○			○								
11	○			○								
12	○			○								
13	○			○								
14	○			○								
15	○			○								
16	○			○								
17	○			○								
18	○			○								
19	○			○								
20	○			○								
21	○			○								
22	○			○								
23	○			○								
24	○			○								
25	○			○								
26	○			○								
27	○			○								
28	○			○								
29	○			○								
30	○			○								
31	○			○								
32	○			○								
33	○			○								
34	○			○								
35	○			○								
36	○			○								
37	○			○								
38	○			○								
39	○			○								
40	○			○								
41	○			○								
42	○			○								
43	○			○								
44	○			○								
45	○			○								
46	○			○								
47	○			○								
48	○			○								
49	○			○								
50	○			○								
51	○			○								
52	○			○								
53	○			○								
54	○			○								
55	○			○								
56	○			○								
57	○			○								
58	○			○								
59	○			○								
60	○			○								
61	○			○								
62	○			○								
63	○			○								
64	○			○								
65	○			○								
66	○			○								
67	○			○								
68	○			○								
69	○			○								
70	○			○								
71	○			○								
72	○			○								
73	○			○								
74	○			○								
75	○			○								
76	○			○								
77	○			○								
78	○			○								
79	○			○								
80	○			○								
81	○			○								
82	○			○								
83	○			○								
84	○			○								
85	○			○								
86	○			○								
87	○			○								
88	○			○								
89	○			○								
90	○			○								
91	○			○								
92	○			○								
93	○			○								
94	○			○								
95	○			○								
96	○			○								
97	○			○								
98	○			○								
99	○			○								
100	○			○								

## 今後の課題

### ○実施自治会の拡大

- 制度を利用していない自治会への呼びかけ
- ・最終目標自治会数→100自治会

### ○実施自治会の意識の低下

- ① 特区実施自治会の捕獲意識の低下
- ② 箱わなの放置
- ③ 捕獲従事者の高齢化
- ④ 捕獲指導者の高齢化と人員の減少

- ・安全講習会時の意見交換
- ・狩猟免許取得者の拡大



## 最後に

- ① 捕獲対策の要である猟友会の高齢化を見据え、猟友会と連携を図りながら、有害鳥獣捕獲従者の確保に取り組む。
- ② 地域住民が地域ぐるみで鳥獣対策を学ぶ機会を作ると共に、地域のリーダーの育成を図る。
- ③ 各種補助制度の有効活用を推進する。

地域ぐるみの取り組み